新潟県長岡市逆谷
字東河内　八三七番三　一号及び十五号
八三七番一　二号
八三六番　三号
八二三番　四号
八二三番二　五号
八二三番一　六号から八号まで及び十一号
八一〇番一　九号及び十号
七二〇番八　十二号及び十三号
七一七番一　十四号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堂ノ沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十六年建設省告示第千六百七十三号で指定した同号四七に掲げる土地の区域を除く。）
新潟県魚沼市下倉
字堂ノ沢　一七二二番一　一号から四号まで
一七二二番三　五号及び六号
一七二二番五　七号及び八号
一七二二番六　九号から十三号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
妙音寺沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
新潟県南魚沼市妙音寺
字大平　五五九番三
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中ノ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
五六一番一及び五六一番四
五六二番甲
五六三番
五六四番一及び五六四番二
五六五番一及び五六五番二
五六六番
五六七番一から五六七番四まで
五六八番一から五六八番八まで
五六九番一から五六九番四まで

新潟県上越市浦川原区下柿野
字西ノ峯　三一四番三　一号
三一四番二　二号
三一三番一　三号及び四号
字西ノ沢　三一一番一　五号
三一〇番　六号及び七号
三〇七番一　八号
三〇四番四　九号

○国土交通省告示第千百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小宇津尾谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十八年建設省告示第二千二百十七号で指定した宇津尾谷川及び小宇津尾谷川に掲げる土地の区域を除く。）
福井県南条郡南越前町宇津尾
八五字小宇津尾　八番
九番一及び九番二
一一番から一四番まで
一六番から一八番まで
二〇番一
二〇番三から二〇番一〇まで
二一番三
二三番一及び二三番二
二五番から二八番まで
二九番一及び二九番二
三〇番
三二番
三四番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和三十八年建設省告示第二千二百十七号で指定した宇津尾谷川及び小宇津尾谷川に掲げる土地の区域を除く。）

福井県南条郡南越前町宇津尾
二二字小宇津尾谷口　一番四　一号
二一字中窪手　三八番一　七号
四六番　五号及び六号
八五字小宇津尾　六番　二号から四号まで

○国土交通省告示第千百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高下田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
岡山県高梁市有漢町有漢
字日笠山　七九四〇番一
七九四一番
字横路山　七九四二番及び七九四三番
字地蔵なる　七九四四番
字平そう　七九四五番五四から七九四五番七〇番まで
七九四五番七二及び七九四五番七三
七九四五番七六から七九四五番八二まで
七九四五番八五及び七九四五番八六
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
岡山県高梁市有漢町有漢
字高下田上　七九三八番三三　一号
七九三八番二　五号
七九三八番二八　六号及び七号、十六号
七九三八番三二　八号
七九三八番三九　九号から十一号まで
七九三八番二〇　十二号及び十三号
七九三八番二七　十四号及び十五号
七九三八番二九　十七号から十九号まで
字平そう　七九四五番五二　二号、三号及び二十一号
七九四五番五一　四号
七九四五番一　二十号
七九四五番五四　二十二号
七九四五番八五　二十三号
七九四五番八　二十四号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
吉谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
岡山県久米郡美咲町南
字高下田ノ上　五九二番から五九四番まで
字大山　五九五番
字姫宮上　五九六番
字吉奥　六三八番から六四二番まで
六五八番及び六五九番
六六〇番一から六六〇番四まで
六六一番一
六六二番一及び六六二番二
六六三番及び六六四番
五九七番
六三五番二
六三六番
六三七番一及び六三七番二
六四三番及び六四四番
六四六番
六四七番
六四九番から六五一番まで
六五二番及び六五三番
六四五番
八四六番一
八四六番三から八四六番七まで
八五三番及び八五四番
八五五番一及び八五五番二
八五六番から八五八番まで
八六〇番から八六二番まで
八六三番一及び八六三番二
八六七番及び八六八番
八四七番及び八四八番
八五二番
八四九番及び八五〇番
八五一番
字竹ヶ岨　六三番
字竹ヶ岨西　六四番
字竹ヶ岨上　六五番
字竹ヶ岨西久保上　六六番
字竹ヶ岨西久保　六四番
字八町田　六四番
字ニノフ畑　六四番
字竹ヶ岨　六四番
字明見岨　六三番
字ムソガ岨　六三番
字鳥帽子岩　六四番
字鳥帽子岩上　六四番